

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)

第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件に該当するものをいう。以下この条及び別表第一号において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該特定刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定刑事施設の長は、当該特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下この条において「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。

【事業の名称】 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

【現行制度の概要】

刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどっており、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っています。

これらの事務については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていません。

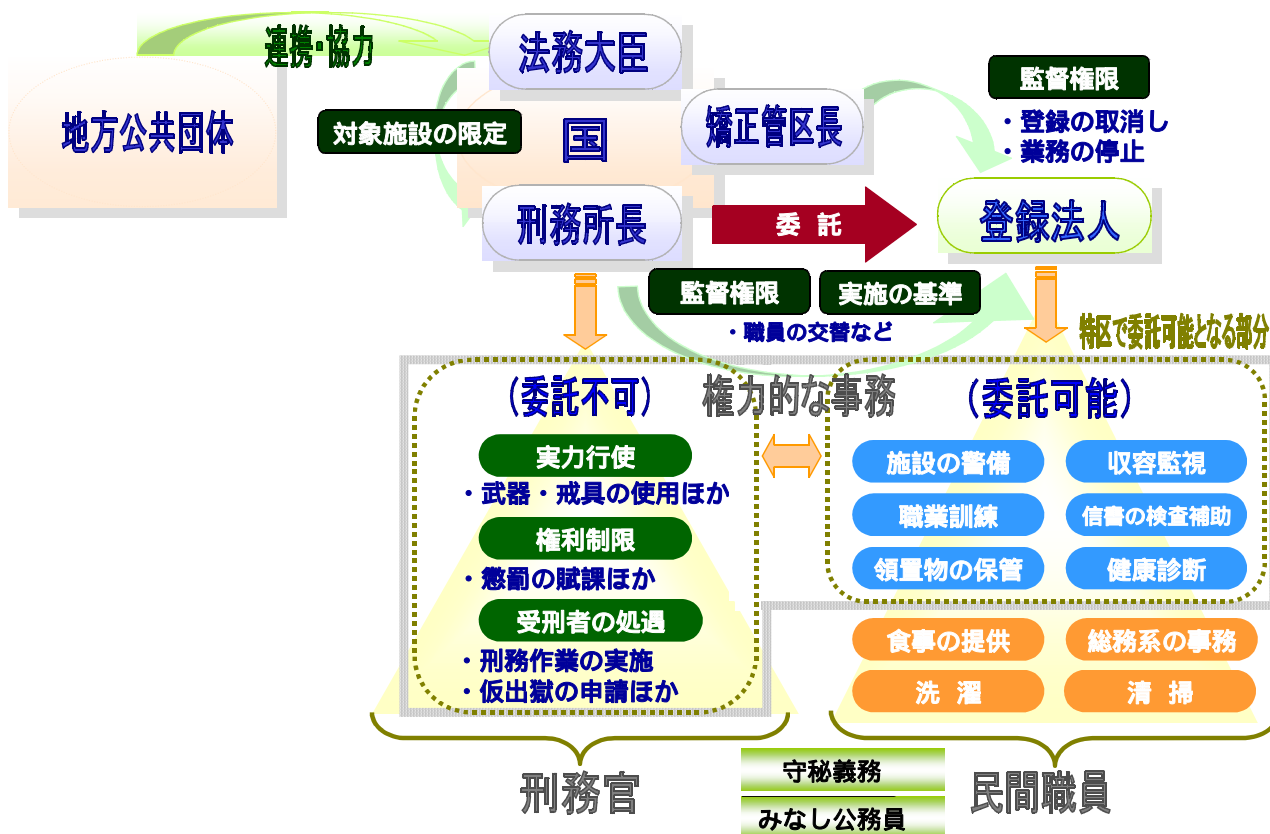
【特例措置の内容】

刑事収容施設法等の特例として、関係機関等との緊密な連携の確保その他の事情を勘案し、民間委託を行っても施設の運営に支障を生じるおそれがないこと等の法務大臣が定める要件に該当する刑事施設に限り、

- (1) 事務を遂行するための技術的能力と経理的基礎を有すること
- (2) 過去に取消処分を受けていないこと

(3) 役員に刑罰を受けたことがある者や暴力団員等がいないこと等の要件を満たし、刑事施設の所在を管轄する矯正管区長の登録を受けた者に対し、次の事務を委託できることとするものです。なお、次の事務のうち、(10)及び(11)は政令に定められています。

- (1) 収容手続として行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取
- (2) 分類調査
- (3) 収容監視及び施設の警備
- (4) 戒護権の行使として行う被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断
- (5) 刑務作業の技術上の指導監督及び職業訓練
- (6) 図書検査補助
- (7) 信書検査補助
- (8) 携有物及び差入れ品の検査
- (9) 領置物の保管
- (10) 収容手続として行う被収容者の指静脈の情報の電磁的方法による採取
- (11) 改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務



【趣旨】

この特例は、刑事収容施設法等において委託を可能とする根拠規定が設けられてい

ないため、自動車の運転や清掃など非権力的な事務を除き委託が認められていない刑事施設の事務について、その根拠規定を設けることで、施設の警備や被収容者の処遇の一部についても民間委託を可能とするものです。

【説明】

- 1．この規制の特例措置を講ずることにより、官製市場への民間参入という経済社会の構造改革が推進することが期待される一方で、地方公共団体においては、刑事施設の業務が大幅に民間委託されることにより、新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化につながることを期待されます。
- 2．「刑事施設」とは、法務省の施設等機関のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称です（法務省設置法第8条）。なお、「矯正施設」とは、これらに少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を加えたものです。
- 3．「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」としたのは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの事務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれが考えられなくもないことから、特例措置を講ずるに当たっては、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。
- 4．「収容及び処遇に関する事務」とは、刑事施設の事務は、被収容者を収容し、必要な処遇を行うこととされていることから（法務省設置法第9条）、その旨規定するものです。
- 5．なお、「法務大臣が定める要件」としては、法務省告示において
 - (1) 都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること。
 - (2) 犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないこと。を定めています。
- 6．刑事施設の事務を掌理するのは所長であることから（刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第2条第2項）、刑事施設の事務の委託を行う主体を「刑事施設の長」と規定するものです。
- 7．「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期待できるよう、受託者の範囲を限定するものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、(1)地域の経済活動が活性化するとともに、(2)新たな雇用が生まれる機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、法人住民税、事業税等の税収入が増加することが期待されます。

8. 登録の主体については、法務省の地方支分部局である矯正管区が矯正施設の運営の管理に関する事務を分掌していることから（法務省設置法第16条第1項）、「矯正管区の長」とするものです。

なお、少年院法においても、少年院の長が、学校、病院、事業所等に委嘱して、教科、職業補導、適当な訓練、医療など権力的な事務である矯正教育の援助をさせる場合においては、矯正管区の長の承認を受けることが要件とされています（少年院法第13条第3項）。

少年院法（昭和三十二年法律第百六十九号）（抄）

第四条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

第十三条 （略）

2 （略）

3 少年院の長は、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 （略）

9. 「刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場」とは、刑事施設においては、受刑者や刑事被告人等のほか、附置された労役場や監置場に拘禁された労役場留置者や被監置者の収容に関する事務もつかさどることから（法務省設置法第9条第1項第2号）、その旨を規定するものです。

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（抄）

（刑務所、少年刑務所及び拘置所）

第九条 刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和三十二年法律第百三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。

二 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

2・3 （略）

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。）、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
- 二 受刑者の分類のための調査の実施
- 三 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容

者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)

四 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（第一号に掲げるものを除く。）

五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）

八 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

九 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管

十 その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

【説明】

1. 事務の民間委託の考え方は次のとおりです。

刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどっており、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っていますが、これらの事務について、刑事収容施設法等では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていません。

しかしながら、刑事施設においても非権力的な事務にあつては、契約によりその処理の権限行使の一部である事実行為を委託することは可能と考えられ、いくつかの刑事施設において、自動車の運転や総務系事務、清掃等の事務の委託が行われています。

これに対し、被収容者の権利・義務に直接かかわるものであるいわゆる権力的な事務にあつては、刑事収容施設法等に明文の根拠があるものとして、武器の使用や戒具の使用、保護室への収容、制止等の措置、懲罰、図書の閲読、接見、信書の発受等の許否の処分等がありますが、これらの事務は、被収容者の身体・財産を直接侵害する実力行使や被収容者に対して直接に義務を課し、又は権利を制限する処分等を伴う事務であることから、刑事施設の長又は刑務官以外の者がこれらの事務を処理することはできないと考えられます。

ところで、例えば、健康診断の実施、所持品や居室等の検査、収容監視、職業訓練の実施、図書や信書の検査、領置物の保管など、上記の処分等に当たる事務の準備行為又は執行として行われる事実行為にあつては、これらの行為が刑事施設以外において行われる場合には、そもそも相手方を強制し、受忍義務を課す性質のものでないこ

とから、その委託に特段の制約はないと考えられるものですが、刑事施設という被収容者の行動や生活の全般を管理する特殊な施設内においては、刑事施設の長又は刑務官による権限の行使を補完するものとして、これらの者による処分等と一体をなすものと評価されることから、これらの事務を委託する場合には、法律によるコントロールを及ぼす必要があるものと考えられます。

すなわち、これらの事務については、事務の権限はこれまでどおり刑事施設の長又は刑務官が留保しつつ、その権限の行使を補助するものとしてその事実行為を委託することを可能にする仕組みとして、法律に委託の根拠規定を設けるとともに、事務処理の公正性や事務処理の判断の客観性、さらには国の監督体制を確保することが必要と考えられ、具体的には、次の法的な統制が設けられています。

- (1) 委託の相手方を一定の要件を満たし、刑事施設の所在を管轄する矯正管区長の登録を受けた民間事業者に限り委託できること。
- (2) 受託者の守秘義務規定及びみなし公務員規定を設けること。
- (3) 刑事施設の長は、委託に際して事務の実施の基準を示すこと。
- (4) 刑事施設の長は、実施の基準に違反する場合等には必要な指示ができ、また、刑事施設の長の指示に違反した場合等には、矯正管区長による登録の取消し又は業務の停止命令ができるなど、国の監督措置を講ずること。

<p>(1) 権力性が強く、委託に馴染まない事務 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戒具の使用 ・ 武器の使用 ・ 逃走した在監者の逮捕 ・ 身体検査 ・ 保護室への収容 ・ 被収容者に対する指示、制止及び制圧等 ・ 作業の賦課 ・ 文書及び図画の閲読の許否の処分 ・ 接見及び信書の発受の許否の処分 ・ 領置 ・ 差入れに関する制限 ・ 懲罰
<p>(2) 権力性が弱く、法律の根拠等を設けることにより委託可能な事務 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容手続として行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影及び指紋の採取 ・ 分類調査 ・ 収容監視、施設の警備 ・ 戒護権の行使として行う被収容者の着衣、所持品及び居室の検査、健康診断 ・ 刑務作業の技術上の指導監督、職業訓練 ・ 図書の検査補助 ・ 信書の検査補助 ・ 携有物及び差入れ品の検査 ・ 領置物の保管
<p>(3) 契約により委託可能な事務 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務系事務 ・ 自動車の運転 ・ 庁舎警備、構外巡回警備 ・ 給食、洗濯、清掃

・被収容者カウンセリング ・窓口受付

2. 第1号は、入所者の収容に関する手続に係る事務を委託できることとするものです。

(1) 身体の検査のうち検身は、被収容者への権利侵害の程度が高い事務であることから、委託の対象から外しています。

(2) 「着衣及び所持品」の検査とは、刑事収容施設法第44条の規定による「収容される際に所持する現金及び物品」の検査のことであり、被収容者が着用した状態での衣類の検査も含まれます。

(3) 「健康診断」とは、外見上病体でない人の健康状況を検査することであり、検査の結果、所見の有無について医師による確定的な判断がなされるものです。

なお、被収容者が刑事収容施設法第61条の健康診断の受診を拒否することは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであり、懲罰で担保された受忍義務を課す事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

(4) 刑事施設の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定による結核に係る定期の健康診断も実施することから、同条の規定による健康診断を含む旨明確に規定するものです。なお、被収容者は、同条に基づく定期健康診断についても受診が義務付けられています（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3第1項）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（定期の健康診断）

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第九章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第九章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2～5 （略）

（受診義務）

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 （略）

(5) 「写真の撮影」及び「指紋の採取」とは、刑事収容施設法第34条の規定による識別のための身体検査のことです。写真の撮影や指紋の採取は、刑事施設においては、本人の承諾にかかわらず行われるものであり、憲法13条により保障される「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由（最大判昭44.12.24）」や「みだりに指紋の押なつを強制されない自由（最判平7.12.15）」にかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

(6) また、検査等の「実施」とされているのは、検査等を行うに際して判断を必要とする行為や検査等に伴い指示又は命令する行為などは含まれず、その実施行為のみを委託できることを明らかにするものです。

3. 第2号は、心理テストや面接調査など、医学、心理学、社会学その他の専門的知識や技術に基づいて診察、検査その他の方法により、受刑者の精神状況、身体状況、生育歴、犯罪歴・犯罪性の特徴などの調査を行う事務を委託できることとするものです。

受刑者が調査を拒否することは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであり、懲罰で担保された受忍義務を課す事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

4. 第3号は、施設の規律秩序の維持を目的として、被収容者の逃走、暴行等の事故の発生を警戒し、防止する事務のうち、構内外の巡回警備、収容棟や職業訓練棟内の巡回警備、モニター監視などを委託できることとするものです。

(1) 戒護（刑事施設の規律及び秩序が侵害されないように予防し、そのおそれのある場合にこれを制止し、又は既に侵害が生じた場合にこれを鎮圧するための強制力の行使）については、刑事収容施設法上、身体の検査等（第75条）、制止等の措置（第77条）、戒具の使用（第78条）、保護室への収容（第79条）、武器の使用（第80条）及び収容のための連戻し（第81条）が認められています。

(2) 被収容者の行動の監視は、プライバシーにかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

(3) 「警備」とは、「巡警」（巡回して警戒すること）や「警衛」（警戒し護衛すること）のことであり、直接又は間接に被収容者の行動の自由の制限にかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

刑事収容施設法には、「警備」について明文の規定はないものの、法務省組織令において矯正局成人矯正課の業務として「警備」が規定されています（法務省組織令第40条第1号）。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

(成人矯正課の所掌事務)

第四十条 成人矯正課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑務所、少年刑務所、拘留所及び婦人補導院に収容中の者(以下この条において「刑務所等被収容者」という。)の紀律、警備その他これらの施設の保安に関すること。

二~八 (略)

(4) 「被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。」とは、刑務官には、戒護に伴う作用として、

ア 戒具の使用(刑事収容施設法第78条)

イ 保護室への収容(刑事収容施設法第79条)

ウ 武器の使用(刑事収容施設法第80条)

エ 制止等の措置(刑事収容施設法第77条)

が認められていますが、これらの実力行使を伴う権限行使は委託できないことを明らかにするものです。

5. 第4号は、収容開始手続として行うものと同様に、収容中の者に対して行う身体検査等(刑事収容施設法第75条)及び健康診断(刑事収容施設法第61条)の実施を委託できることとするものです。

「居室の検査」とは、被収容者の居室内の破損、逃走用具その他反則品等の発見を目的とするものであり(刑事収容施設法第75条)、戒護に伴う作用として、被収容者のプライバシーにかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

6. 第5号は、刑事収容施設法第92条~第95条の規定により課される刑務作業及び職業訓練について、作業の実施手順、安全管理の指導などその実施に伴う技術上の指導監督、並びに職業訓練を委託できることとするものです。作業の企画、作業の賦課や職業訓練の受講の決定などは、刑事施設の長が行うこととなります。

刑務作業の技術上の指導監督に従わず、又は職業訓練を受けないことは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであり、懲罰で担保された受忍義務を課す事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

7. 第6号は、刑事施設の長が刑事収容施設法第70条の規定により図書の閲読の許否の処分をするに当たって行う検査を委託できることとするものです。図書の検査は、施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある物品が混入していないか、施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある記述がないか等の視点から図書の外形及び内容について行うものです。

(1) 憲法第13条、第19条及び第21条の規定の趣旨、目的から導かれる「新聞紙、図書等の閲読の自由」(最大判昭58.6.22)にかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

(2) 第4項の「実施の基準」に従い民間職員が検査した結果、規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれのある記述等があった場合には、改めて刑務官が確認することとなることから、検査の「実施」ではなく、「補助」とするものです。

8. 第7号は、刑事施設の長が刑事収容施設法第127条～第129条の規定により信書の発受の許否の処分をするに当たって行う検査を委託できることとするものです。

(1) 憲法第21条第2項の「通信の秘密」の保障は、通信の内容はもとより、その差出人又は受取人の氏名、居所及び通信日時や個数など、通信に関するすべての事項に及ぶものであり、信書の検査は、この通信の秘密にかかわる事務であることから、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

(2) 信書の検査は、実施の基準に従った画一的な処理を行うほか、外形の検査と内容の検査をそれぞれ別の民間職員が行うなど、被収容者の氏名及び発受信の相手方と信書の内容とを同一の民間職員が知り得ないような工夫を施して実施することとしています。

なお、「法務大臣が定める方法」としては、法務省告示において次のように定められています。

ア 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること。

イ 外形の検査は、次に掲げる事項について実施すること。

(ア) 受信書にあっては、受取人が収容されているかどうか。

(イ) 受刑者の発受する信書にあっては、相手方が信書を発受することを禁止された者であるかどうか。

(ウ) 受刑者が発する信書にあっては、制限された通数を上回っているかどうか。

(エ) 信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうか。

ウ 内容の検査は、次に掲げる事項について実施すること。

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか。

(イ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか。

(ウ) 発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか。

(エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げる事項に準ずる記述があるかどうか。

エ 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと。

オ 民間職員は、検査の結果、信書の全部又は一部についてイ又はウのいずれかに該当する事実があることが明らかとなった場合には、当該信書を担当職員に提出すること。

(3) 民間職員が検査した結果、規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれのある記述等があった場合には、改めて刑務官が確認することとなることから、検査の「実

施」ではなく、「補助」とするものです。

9. 第8号は、刑事収容施設法第47条第2項の規定による領置に際して行う被収容者の携有物（刑事施設に入所する際に所持・携帯する物品等）の点検、及び刑事収容施設法第51条の規定による差入れに関する制限に当たって行う差入品の検査を委託できることとするものです。

10. 第9号は、領置物（被収容者が入所する際に所持・携帯する物品、入所中に外部の人から差し入れられた物品、又は自費で購入した物品であって、その占有を国が強制的に取得したもの）の保管行為を委託できることとするものです。

「領置」は、占有者の意に反して強制的に占有を取得し保管する事務であることから、これに伴う保管行為については、法律に委託の根拠規定を設けるものです。

なお、各省各庁の長の保管に係る現金は日本銀行に払い込まなければならないことから（会計法第33条、予算決算及び会計令第103条）、領置金の保管は委託の対象としておりません。

11. 第10号は、第1号から第9号までに規定する事務のほか、被収容者に対する強制の程度や関与の態様等に照らし、各号の事務に準ずると考えられる事務について政令において定めることとするものです。構造改革特別区域法施行令第2条において、収容手続として行う被収容者の指静脈の情報の電磁的方法による採取、及び受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務が定められています。

〔政令で定める事項〕

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例に係る委託事務）

第二条 法第十一条第一項第十号の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。）の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による採取の実施
- 二 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施

【説明】

1. 指静脈の情報の採取は、写真の撮影や指紋の採取に代わる個人の識別のための新たな方法の一つであり、刑事収容施設法第34条の規定により、識別のための

身体検査の方法の一つとして採用できることが明確となったものです。

これは、被収容者に対する強制の程度や関与の態様等に照らすと、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）第11条第1項第1号の指紋の採取に準ずる事務と考えられることから、同項第10号の政令で定める事務として規定したものです。

2. 刑事収容施設法においては、改善指導（第103条）及び教科指導（第104条）を受けることを受刑者に対して義務付けるとともに、正当な理由がなくこれを拒んだ場合には、懲罰の対象となることとしています。

これらの改善指導及び教科指導に関する事務は、受刑者に対する強制の程度や関与の態様等に照らせば、特区法第11条第1項第5号の職業訓練に準ずるものと考えられることから、同項第10号の政令で定める事務として規定したものです。

2 前項の登録は、法務省令で定めるところにより、委託を受けて同項に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。

【説明】

委託事務の全部又は一部を委託するものであることから、法人の申請及び登録は、事務の範囲を限定して行うこととするものです。

〔法務省令で定める事項〕

（登録の申請）

第二条 特区法第十一条第二項の規定により同条第一項の規定による登録を受けようとする法人は、委託を受けて同項各号の事務を行おうとする特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特区法第十一条第一項各号の事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地
- 三 特区法第十一条第一項各号の事務を開始しようとする年月日
- 四 委託を受けて行おうとする特区法第十一条第一項各号の事務の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 委託を受けて行おうとする特区法第十一条第一項各号の事務を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 二 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納

- 付すべき額及び納付済額を証する書類
- 三 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 四 特区法第十一条第三項第三号に規定する役員の住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）及び当該役員が同号イから八までのいずれにも該当しないことを誓約した書面

【説明】

1. 申請書には、法人が技術的能力及び経理的基礎を有すること並びに法人の役員が欠格要件に該当しないことを確認するために必要な書類を添付させることとするものです。
2. 刑罰に関する欠格要件及び暴力団の該当性を判断するためには、氏名、本籍、住所及び生年月日が必要となることから、本籍の記載のある住民票の写しを添付させることとするものです。

- 3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
 - 二 第六項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
 - 三 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第五項において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

【説明】

1. 役員には、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め

られる者を含むものです。

2. 被収容者の身柄を拘禁する刑事施設の業務は、何よりもその適正かつ確実な実施が必要であり、受託者の適格性の判断には厳格さが求められ、不適格者によって円滑な運営が阻害されたり、社会的な信用を損なうことがないよう、遵法心に欠ける者や信用を害するおそれの強い者を受託対象から厳格に排除する必要があります。

このため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」については、施設の規律・秩序の維持、さらには受刑者の教化の観点からも厳に排除すべきと考えられ、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者として、受託者の役員の欠格要件とするものです。

3. 刑罰に関する欠格要件及び暴力団の該当性については、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあるか否かを厳格に判断する必要があることから、登録基準の該当期間を5年としています。

4. 刑事施設の業務については、債権管理回収業、貸金業、廃棄物処理業など暴力団の介入の実態があるか、又は介入の蓋然性が高い業態とは異なることから、これらの業法のように、許可に際しての許可権者から警察機関の長に対する意見照会、警察機関の長から許可権者に対する意見陳述等の規定が設けられていませんが、平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号警察庁暴力団対策部長通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」に基づき、登録に際しての矯正管区長から都道府県警察本部長に対する意見照会及び都道府県警察本部長から矯正管区長に対する意見陳述等を行うこととしています。

4 特定刑事施設の長は、第一項の規定による委託をしたときは、その委託を受けた法人（以下この条において「受託者」という。）に対し、当該委託に係る事務（当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下この条において「委託事務」という。）の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

【説明】

1. 各種の独立行政法人に立入検査業務を委託する制度においても、いつどこに立入検査を行うかといった判断を要する事項については、あらかじめ立入検査権限を有する行政機関が示すこととし、事務処理の判断の客観性の確保が図られており、これに倣ったものです。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)(抄)

(立入検査等)

第三十三条 (略)

2～4 (略)

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7～9 (略)

2. 「委託事務」については、第5項において委託事務に従事する者を「委託事務従事者」と定義し、第8項において守秘義務を規定しています。

本件についてはPFI事業による委託を想定していますが、PFI事業では、事業契約において、受託者による委託事務の自己監査を義務付けることが一般的であり、「委託事務」の内容には業務監督も含まれることから、直接委託事務に従事しない役員等であっても、業務監督を通して被収容者の個人情報に接することは十分に考えられます。

このため、民間職員が業務監督を行う役員に報告することが守秘義務違反に問われることがないように、委託事務の範囲に業務監督の事務を含む旨規定し、業務監督を行う役員も「委託事務従事者」であることを明らかにするものです。

5 特定刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)が、第7項若しくは第8項の規定に違反し、前項の規定により特定刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

【説明】

1. 本項と同様の監督措置を規定したものとしては、警備業法第48条があります。

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)(抄)

(指示)

第四十八条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2. 「その他の委託事務に従事する者」には、受託者が労働者派遣を受けた派遣労働

者、受託者から再委託を受けた事業者の職員など、委託事務に従事するすべての者を含むものです。

3. 「当該委託事務に従事している者を委託事務に従事させない措置」とは、指示の内容を例示するとともに、指示の限界を示すものであって、例えば、民間職員の解雇や役員解任を命ずることはできないと考えられます（警備業法第48条の解釈と同旨）。

- 6 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
 - 二 第三項第一号又は第三号のいずれかに該当しないこととなったとき。
 - 三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。

【説明】

1. 不正に登録を受けた場合、登録基準を満たさなくなった場合、第6項の規定による停止命令に違反した場合、第8項の規定による守秘義務に違反した場合及び第5項の規定による刑事施設の長の指示に違反した場合を登録取消し又は事務の停止命令の要件とするものです。
2. 登録取消しの効果としては、刑事施設の長が事務を委託するための前提条件を欠くこととなることから、刑事施設の長は委託契約を解除することとなります。

- 7 受託者は、第三項第三号イから八までのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

【説明】

本項と同様の措置を規定したものとしては、警備業法第14条があります。

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

（警備員の制限）

第十四条 十八歳未満の者又は第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

8 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【説明】

- 1 . 保護法益となる秘密としては、被収容者の個人情報、施設の保安に関する情報などが考えられます。
- 2 . 「委託事務に関して知り得た秘密」と限定し、委託事務に関わりなく偶然に知り得た秘密については除外しています。

9 委託事務従事者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

【説明】

本項の規定により、民間職員に対し賄賂罪や職権濫用の罪が適用されるほか、民間職員の職務の執行を妨害した者に対し公務執行妨害罪や職務強要罪が適用されることとなり、委託事務の適正かつ円滑な実施が確保されることとなります。

10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

【説明】

手続等に関する省令委任規定を定めるものですが、現在のところ、本項の規定により省令で定める事項は、特に予定されておりません。

11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【説明】

秘密として取り扱われる被収容者の個人情報、犯歴情報、医療情報などを含む極めて機微にわたる情報であることから、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律における指定医療機関の職員に対する守秘義務違反と同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とするものです。